

# 「災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方」 に関する主な論点（案）

2024年5月10日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会  
ワーキンググループ事務局

※ 本資料は、ワーキンググループにおける議論のたたき台として、主査の指示の下、事務局にて論点となり得る事項を幅広く列挙したものであり、今後、実際の議論状況等を踏まえ、記載内容や構成等が変更される可能性がある。

# 論点 1 : 情報伝送PFによる災害発生時等に備えた対応の在り方

➤ 情報伝送PFは、デジタル空間における情報流通の主要な場となっており、とりわけ災害発生時、感染症流行時、テロ発生時など、多くの人が正確な情報を求める場面における情報収集・伝達手段としての存在感・公共的役割が高まっているとの指摘があるところ、そのような情報流通に関するリスクが高い場面において、公共的役割として人々にとって必要な正確な情報を迅速かつ確実に伝送すべく、平時から計画を立て、災害発生時等には当該計画に従って即応することを情報伝送PFに求める必要性について、どう考えるか。

- 上記のような計画における具体的な取組として、例えば次のようなものが考えられるが、どうか。
  - ① **災害発生時等に特に適用される利用規約、ポリシー、ガイドライン等の整備**
    - ・ 災害発生時等におけるコンテンツモデレーションに関するルールの整備
    - ・ 発信者に経済的インセンティブを付与する情報伝送PFの場合、インセンティブ目当ての偽・誤情報等を含む投稿が流通・拡散することを抑止するため、災害発生時等におけるインセンティブ付与や収益化停止の基準（特則）を設定することを含む
  - ② **上記①の利用規約等を踏まえた適正な対応を実施するために必要な人員等の体制の整備**
    - ・ 臨時的な増員等を行う場合、その必要が生じた時点（災害発生時等）から増員等を完了するまでのタイムラインを事前に設定することを含む
  - ③ **関係機関（行政機関、ファクトチェック機関等）との連絡窓口の明確化と当該窓口を通じた緊密な連携・情報共有**
  - ④ **信頼できる情報源からの情報の伝送確保（プロミネンス）**
- 上記のような取組について、**どの範囲の情報伝送PFに求めることが適当か。**  
※例えば、災害発生時等における情報収集・伝達手段としての存在感や、偽・誤情報等の流通頻度・社会に与える影響の深刻度という観点から、**利用者数や、サービスの目的・性質**などを勘案し、一定の要件を満たす大規模な情報伝送PFのみを対象とすることなどが考えられるが、どうか。
- 上記の**取組の確実な実施や実効性を制度的に担保する必要性**について、どう考えるか。**どのように担保するか。**

## 論点2：災害発生時等におけるマルチステークホルダーによる連携・協力の在り方

- 災害発生時や感染症流行時等の情報流通に関するリスクが高い場面におけるマルチステークホルダーによる連携・協力の重要性が指摘されているところ、具体的にどのような連携・協力が必要か。
  - 例えば次のような連携・協力が考えられるが、どうか。
    - ① **情報の収集・分析・活用**  
例) ファクトチェック結果に基づき、偽・誤情報の発信源・拡散主体の情報を収集・分析し、関係者間で共有・活用  
(広告関係事業者・団体との情報共有により発信源に対する広告の出稿停止措置に活用、botアカウントの検出)
    - ② **情報伝送PFに対する協力・対応の要請**  
例) (①で収集・分析した情報等を活用し、) 情報伝送PFに対しコンテンツモデレーション申請等の対応要請を実施
  - 上記のような**連携・協力への参加主体**をどう考えるか。
  - 上記のような連携・協力に向けた**制度的な枠組みを整備する必要性**や、**政府・地方自治体の関与の在り方**について、どう考えるか。
  - 上記のような連携・協力のための**場の具体的な在り方**について、どう考えるか。
- 👉 資料WG18-2-2「マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方」に関する主な論点（案）」参照

**【参考 1】 災害発生時等における情報伝送PFによる対応の在り方  
について定めた法制度の例（EU）**

---

# EUにおける危機発生時等の規律について①

## EU災害時特例 – 関連する制度・法令の概要

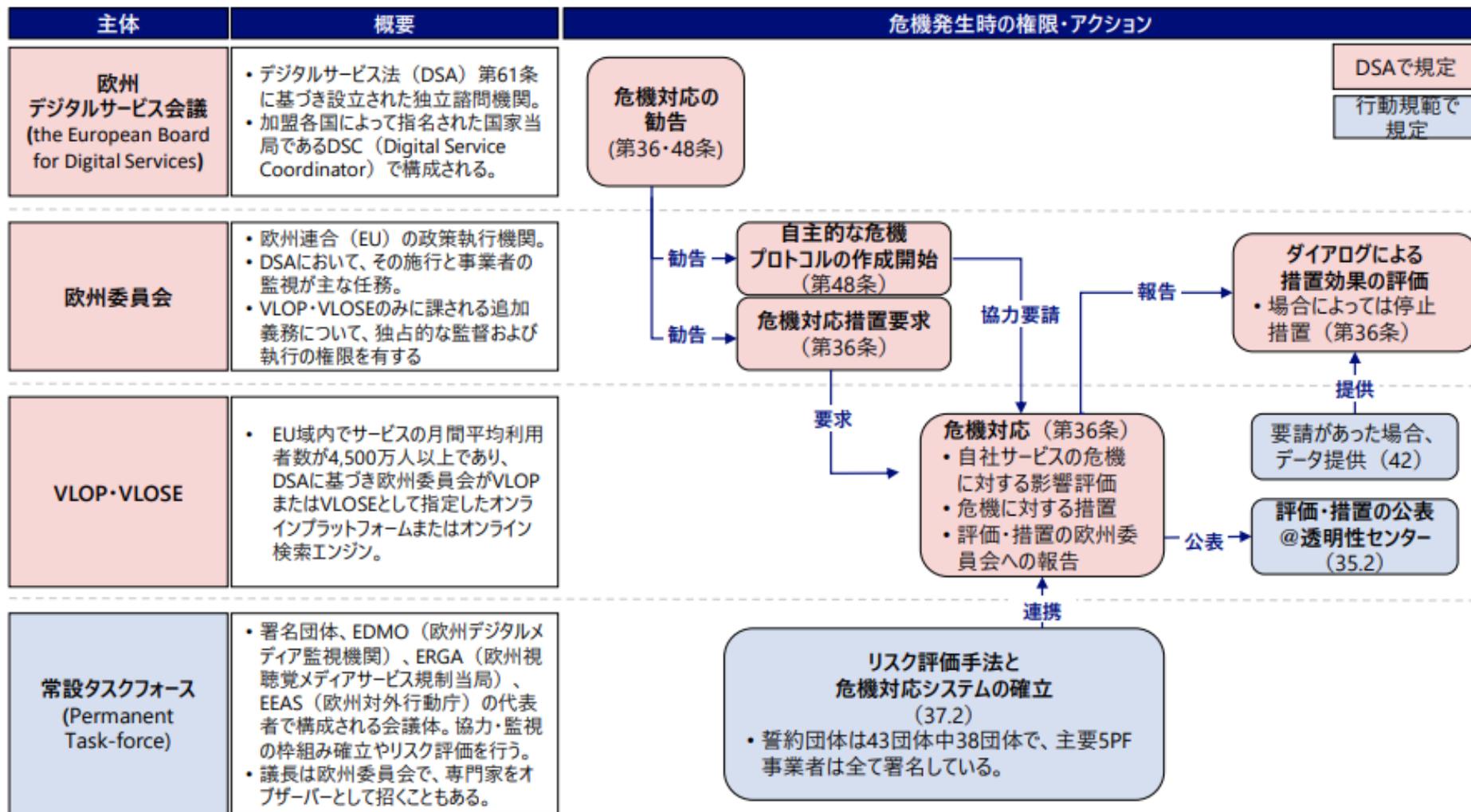
偽情報に関するEUの枠組みのうち、DSAと行動規範には危機発生時に関する言及がある。ただし、災害時に関してはDSAの中で危機の具体例として記載がある程度にとどまる。

制度・法令名	適用開始日/公表日	危機の言及	災害の言及	対象者・言及内容
Digital Services Act (DSA) 「デジタル・サービス法」	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年4月25日に指定されたVLOP (17団体)・VLOSE (2団体) は8月25日から適用開始。</li> <li>2023年12月20日に追加で指定されたVLOP (3団体) は、一般規定の適用は2024年2月17日から、VLOPに追加で課される義務は2024年4月20日から適用開始。</li> </ul>	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>前文 (91)</li> <li>第36条</li> <li>第48条</li> </ul>	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>前文 (91) 内に、「危機」の具体例の一つとして言及されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前文 (91) には、危機の具体例や、その場合に講じる措置の具体例について言及。</li> <li>第36条、第48条はVLOP・VLOSEの対象義務。内容は、欧州委員会からのVLOP、VLOSEへの危機対応措置要求や、欧州委員会の自主的な危機プロトコル作成について明記</li> </ul>
Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation 「行動規範強化に関するガイダンス」	2021年5月26日公表	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>1.はじめに</li> <li>2.COVID-19モニタリング結果と教訓</li> <li>7.4 信頼できる公益情報の可視化</li> <li>9.2.3 常設タスクフォース</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>COVID-19モニタリングの結果として、2018年版行動規範が危機的状況下において有効であったと言及。</li> <li>危機状況に信頼情報を届けるための設計を要請。</li> <li>常設タスクフォースの活動として、危機的状況でのリスク評価手法と対応システムの確立を含むことを要請。</li> </ul>
The 2022 Code of Practice on Disinformation 「2022版行動規範」	2022年10月19日適用開始	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>コミットメント22措置7</li> <li>コミットメント35措置4</li> <li>コミットメント37措置2</li> <li>コミットメント42</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機に対応したユーザーインターフェースの設計や、危機対応システム構築、措置公表についての誓約。</li> <li>4つのコミットメントのうち、35.4、37.2は全ての主要5PF事業者 (Google、Microsoft、Meta、TikTok、Twitter) が誓約している。</li> </ul>

# EUにおける危機発生時等の規律について②

EU災害時特例 – DSAと行動規範におけるステークホルダーの動きと関係性

危機発生時の各ステークホルダーの行動と関係性はDSAと行動規範によって規定されている。



# EUにおける危機発生時等の規律について③

## Digital Services Act (DSA) – 関連条文

欧州委員会は第36条に基づいてVLOP・VLOSEらに危機対応の措置要求を行うことができる。  
また、第48条に基づいて自主的に危機対応プロトコルの作成を開始できる。

該当項目	概要
【第36条】 危機対応メカニズム	<ul style="list-style-type: none"><li>• 欧州委員会は欧州デジタルサービス会議からの勧告に基づき、VLOP・VLOSEに対し、危機的状況に起因するリスクを軽減するための一定の措置を講じるよう求めることができる。</li><li>• VLOP・VLOSEは自ら措置の内容を決定することができるが、措置を講じる義務には、欧州委員会及び欧州デジタルサービス会議の拘束力がある。</li><li>• 危機的状況に採られる措置の具体例は（前文91項）に記載されている。</li><li>• 第36条は、すべてのオンラインプラットフォームではなく、VLOPとVLOSEにのみ適用される。</li><li>• 危機が発生した場合、欧州委員会は欧州デジタルサービス会議の勧告に基づき、VLOP・VLOSEに以下のいずれかの行動をとることを要求可能。<ol style="list-style-type: none"><li>1. そのサービスが危機に著しく寄与しているかどうかを評価すること（36条1項a）</li><li>2. その寄与を防止、排除または制限する措置を講じること（36条1項2号）</li><li>3. 評価結果を欧州委員会に報告すること（36条1項c）</li></ol></li><li>• 欧州委員会はその措置を監視し（第36条7項）、措置が効果的かつ適切であるかどうかを評価するためにVLOP・VLOSEと「対話する（engage in a dialogue）」ことができる。（第36条6項）</li><li>• 欧州委員会は、VLOP・VLOSEが講じた措置に効果がない、または不適切であると判断した場合、VLOP・VLOSEに対し、措置の見直し（第36条7項）または措置の適用を中止するよう要求することができる。（第36条8項(a)）</li></ul>
【第48条】 危機プロトコル	<ul style="list-style-type: none"><li>• 欧州デジタルサービス会議は欧州委員会に対し、オンライン環境における危機的状況に対処するため、自主的な危機プロトコルの作成を開始するよう勧告することができる。</li><li>• 欧州委員会は、「オンラインプラットフォームが違法コンテンツや偽情報の急速な拡散に悪用された場合、または信頼できる情報を迅速に発信する必要が生じた場合」（前文108項）に、欧州デジタルサービス会議の勧告に基づき、自主的な危機プロトコルを作成することができる。</li><li>• VLOP・VLOSE、および適切な場合には他のプラットフォームや検索エンジンも含め、自主的な危機プロトコルの作成、試験、適用に参加することが奨励される。（第48条2項）自主的な危機プロトコルには、下記のうち少なくとも一つを含む必要がある。<ol style="list-style-type: none"><li>1. 公的機関やその他の「信頼できる」機関からの危機に関する情報を目立つように表示する（第48条2項a）</li><li>2. VLOP・VLOSEは危機管理専用窓口を設置する。窓口は第41条におけるコンプライアンスオフィサー*とすることができる（第48条2項(b)）</li><li>3. 通知と行動の仕組み（第16条）、信頼できる警告者（第22条）、リスク軽減措置（第35条）などに定められているVLOP・VLOSEの義務の遵守に充てるリソースを、危機的状況から生じるニーズに適合させる（第48条2項(c)）</li></ol></li></ul> <p>*第41条にて、VLOP・VLOSEはコンプライアンス機能を独立した組織として設置することが義務付けられており、その責任者がコンプライアンスオフィサーとして任命される。</p>

# EUにおける危機発生時等の規律について④

## Digital Services Act (DSA) – 用語の定義

「災害」に関しては、「危機」の定義の中で具体例として言及がある。

- 「危機」については、第36条・第48条にて定義されている。
- 「災害 (disaster)」は、VLOP・VLOSEがDSAに基づく措置に加えて特別な措置を緊急に講じる必要が生じる可能性がある、いわゆる「危機 (crisis)」の具体例の一つとして、前文 (91) に挙げられている。

擁護	定義
危機 (crisis)	<ul style="list-style-type: none"><li>• “危機は、連邦内またはその重要な地域において、公共の安全または公衆衛生に対する重大な脅威をもたらす異常事態が発生した場合に発生したものとみなされる” (第36条2項)</li><li>• 前文 (91) では、下の言及がある。 “危機は、連邦またはその重要な部分において、公共の安全または公衆衛生に対する重大な脅威につながり得る異常な状況が発生した場合に発生すると考えられるべきである。このような危機は、<b>武力紛争やテロ行為</b> (新興の紛争やテロ行為を含む)、<b>地震やハリケーンなどの自然災害、パンデミックや公衆衛生に対する国境を越えたその他の深刻な脅威</b>から生じる可能性がある”</li></ul>
危機的状況 (crisis situations)	<ul style="list-style-type: none"><li>• “公共の安全または公衆衛生に影響を及ぼす異常事態” (第48条)</li></ul>

# EUにおける危機発生時等の規律について⑤

The 2022 Code of Practice on Disinformation – 関連コミットメント

行動規範において、「災害」に関して言及されているコミットメントはないが、「危機」に関して言及されているコミットメント及び措置は以下の4つが挙げられる。

分野	コミットメント・措置	内容
ユーザーのエンパワーメント	コミットメント22 措置7	<p>(ユーザーインターフェースの設計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連署名団体は、公共や社会が特に関心を持つ話題や<b>危機的状況</b>において、利用者を権威ある情報源に導くような製品や機能（情報パネル、バナー、ポップアップ、地図やプロンプト、信頼性指標など）を設計し、適用する。</li> </ul>
透明性センター	コミットメント35 措置4	<p>(危機対応措置の公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>危機的状況</b>において、署名団体は透明性センターを利用し、<b>危機</b>に関連して講じられた具体的な緩和措置に関する情報を公表する。</li> </ul>
常設タスクフォース	コミットメント37 措置2	<p>(危機対応システムの構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>署名団体は、タスクフォースにおいて、特に（これに限定されるものではないが）以下の業務に取り組むことに同意する： <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙や<b>危機</b>のような特殊な状況下で使用するリスク評価手法と迅速な対応システムを確立する。</li> <li>選挙や<b>危機</b>のような特別な状況下で各団体と協力・調整する。</li> <li>行動規範の「約束と措置」を実施するために整合化された報告テンプレート、精緻化された報告方法、モニタリングのための関連データ開示について合意する。</li> <li>今後のモニタリング・サイクルを通じて、整合化された報告テンプレートの質と有効性、およびモニタリング目的のデータ開示の形式と方法を見直し、必要に応じて適合させる。</li> <li>サービスレベルと構造に関する指標や、これらの指標を測定するために提供されるデータについての品質と有効性に対する評価に協力する。</li> <li>構造指標を洗練、テスト、調整し、国家レベルでそれらを測定するメカニズムを設計する。</li> <li>悪意ある行為者が用いるTTPのリストに合意のもと、公表・更新し、本規範の第IV章に沿って、それらに対抗するための対策の基本要素、目標、ベンチマークを定める。</li> </ul> </li> </ul>
監視体制の強化	コミットメント42	<p>(情報・データの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連する署名団体は、選挙や<b>危機</b>のような特別な状況において、欧州委員会の要請があれば、タスクフォースによって確立された迅速な対応システムに従い、特別な報告書や定期的な監視の中の特定の章を含む、相応かつ適切な情報やデータを提供することを約束する。</li> </ul>

出所) 欧州委員会(2023)「The Strengthened Code of Practice on Disinformation 2022」

<https://disinfocode.eu/wp-content/uploads/2023/01/The-Strengthened-Code-of-Practice-on-Disinformation-2023.pdf>

【出典】本WG第12回会合（2024年4月5日）配付資料WG12-1-1「EUにおける災害時等の特例」（株式会社野村総合研究所ご発表資料）

**【参考 2】 災害発生時等におけるマルチステークホルダーによる  
対応の在り方について定めた法制度の例（国内）**

---

# 災害対策基本法の概要

- 国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的。
- 公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものを指定公共機関に指定※し、その責務等を規定。※2023年6月現在計106機関が指定
- 内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成され、防災基本計画の作成及びその実施の推進等を行う中央防災会議を設置。

## ◆ 指定公共機関の主な役割

### 【平時】

- ・ 防災業務計画の作成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災に必要な物資・資材の備蓄 など

### 【緊急時】

- ・ 災害時における応急措置の実施
- ・ 災害時の情報の収集・伝達
- ・ 防災業務計画に基づいた、災害応急・復旧の取組 など

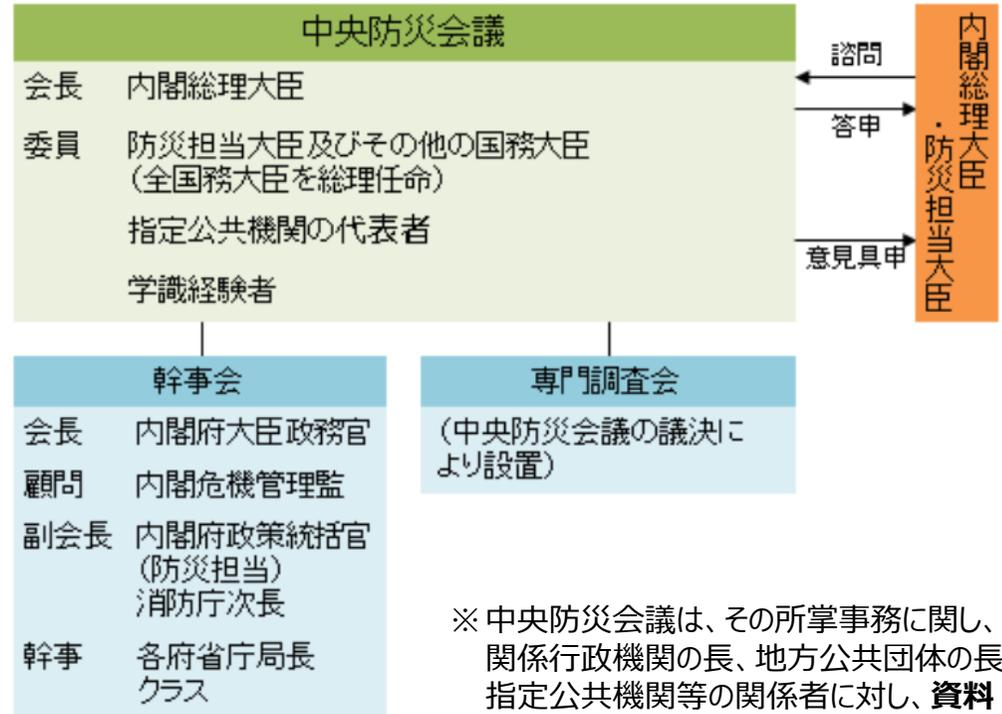
### 【大規模災害発生時】

- ・ 緊急災害対策本部長・指定行政機関の長等は、指定公共機関に対し**災害応急対策の指示**や**物資輸送・被災者の輸送等での協力の要請**を行うことができる

※ 「災害」とは、以下のいずれかにより生ずる被害をいう：

- ・ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- ・ 大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

## ◆ 中央防災会議の組織図



※ 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関等の関係者に対し、**資料の提出、意見の表明その他必要な協力**を求めることができる

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

- 全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれのある**新型インフルエンザ等**に対する**対策の強化**を図り、**国民の生活及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となる**ようにすることを目的。
- 公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち一部を**指定公共機関**に指定※し、その責務等を規定。  
※2023年11月現在計119機関

## ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の体系

### 1. 体制整備等

#### (1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② **指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成**
- ③ 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- ④ 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- ⑤ 発生時における**特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種の実施**  
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- ⑥ 海外発生時の水際対策の的確な実施

### 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

### 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・取用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



## ◆ 指定公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の確かな実施は困難

指定(地方)公共機関による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

- **指定公共機関**(法第2条第6号)  
独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
- **指定地方公共機関**(法第2条第7号)  
都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定(※)するもの
- **義務等**
  - ① 責務(法第3条第5項、6項)  
・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。  
・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、**新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。**
  - ② 業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表(法第9条)
  - ③ 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検(法第10条)
  - ④ 政府対策本部長による総合調整、指示(指定公共機関のみ)(法第20条第1項、法第33条第1項)  
都道府県対策本部長による総合調整、指示(法第24条第1項、法第33条第2項)  
※「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。  
「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合に特に必要があるときに行う。
  - ⑤ 国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求められることができる(法第27条)

## ◆ 新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会について

設立目的	位置づけ	構成	開催実績
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する指定公共機関が、それぞれの役割に応じた主体的な判断により連携するとともに、分野横断的な情報共有が促進されることにより、各機関における事業継続体制の強化や、より実効性の高い取り組み等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定公共機関の発着による、独立した会議体を志向する。</li> <li>◆ 各機関の自主性を尊重し、また役割に応じた主体的な判断により連携する。</li> <li>◆ 分野横断的な情報共有が促進されることにより、指定公共機関のサービスの維持・回復力の向上に寄与するものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 構成員：当初は主要分野の有志の事業者により発足し、将来的には全指定公共機関への拡大を目指す。</li> <li>◆ オブザーバー：指定公共機関の属する業界団体、所管省庁</li> <li>◆ 事務局：構成員が自発的に活動できるまでの間は、適度的に内閣官房が行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 準備会合(平成29年6月20日開催)</li> <li>② 第1回会合(平成29年9月27日開催)※</li> <li>③ 第2回会合(平成30年3月12日開催)※</li> <li>※詳細次第</li> </ul>
<p>① 平時の備蓄の強化に関するもの ◆ 事業継続体制の強化の観点から、ベストプラクティスや各機関における新型インフルエンザ等発生時の事業への影響等の具体的な事例の情報共有を行う。</p> <p>② 新型インフルエンザ等発生時の対応体制の強化に関するもの ◆ 新型インフルエンザ等の海外発生発生から、迅速かつ適切な対応を図るため、構成員は連携の窓口を定めて共有する。</p>			

### 情報連絡会の効果(イメージ)

**平時の取組み促進**  
◆ 指定公共機関同士(分野間及び分野内)の情報共有や意見交換の実施により、パンデミックによる自機関への影響について具体的な想定ができ、BCPの見直しや実効性の高い訓練の実施等につながる。

**有事の対応能力強化**  
◆ 平時から「顔の見える関係」を構築しておくことで、パンデミックの際の円滑な情報収集につながる。



**【参考3】 主要な情報伝送PFの利用規約等のうち  
災害発生時等に特に適用され得るものの例**

---

# 一般的な偽・誤情報関連の利用規約等（災害発生時等にも適用され得るもの）の例

情報伝送PF	LINEヤフー	Google	Meta	TikTok	X
禁止事項 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「明らかな偽情報」を禁止（Yahoo!ニュース コメントポリシー）</li> <li>※「明らかな偽情報」：明らかに事実と異なり社会的に混乱を招く恐れのある投稿や、健康被害等をもたらす可能性のある偽情報であって、ファクトチェックにより反真実であることが明らかになっているもの</li> <li>●「真偽不明の情報の拡散」を禁止（LINEオープンチャット安心・安全ガイドライン）</li> <li>例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に深刻な被害をもたらす誤情報や社会的混乱が生じる恐れのある投稿やオープンチャット</li> <li>・政府が公式に否定する情報の投稿、およびそのような主張を展開することを目的とする投稿やオープンチャット</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「改ざんされたコンテンツ」や「虚偽のコンテンツ」の投稿を禁止（YouTube 誤った情報に関するポリシー）</li> <li>※「改ざんされたコンテンツ」：ユーザーの誤解を招くように技術的に操作または改ざんされ（前後関係を無視してクリップを切り抜く以上の操作が多い）、重大な危害を及ぼす可能性のあるコンテンツ</li> <li>※「虚偽のコンテンツ」：過去の事象の古い映像を現在の事象のものであると虚偽の主張をすることで、重大な危害を及ぼす可能性のあるコンテンツ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下に掲げる種類の偽情報を禁止（Facebookコミュニティ規定）</li> <li>・実際の危害や暴力（人々に対する差し迫った暴力または実際の危害のリスクに直接つながる可能性が高いと、専門家のパートナーが判断した偽情報および検証できない噂）</li> <li>・有害な健康関連の偽情報（ワクチンに関する偽情報、公衆衛生上の緊急事態の間の偽情報、健康上の問題に対する有害な「奇跡的な治療法」の宣伝または擁護など）</li> <li>・投票者または国勢調査への干渉</li> <li>・加工されたメディア（明瞭さや画質・音質の調整にとどまらず、動画の被写体が実際には発言していない言葉を言ったと一般の利用者に誤解させるような編集または合成が、一般の利用者にはわからない形で行われている動画など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人や社会に重大な危害を及ぼし得る不正確な、誤解を招く、または虚偽のコンテンツを禁止（TikTokコミュニティガイドライン）</li> <li>例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の安全に危険を及ぼしたり、危機または緊急事態についてパニックを引き起こし得たりする誤情報。以前に行われた攻撃の過去の映像を現在進行中であるかのように使用することや、特定の場所で基本的な生活必需品（食料や水など）が在庫切れを起こしていると誤った主張をすることなど</li> <li>・誤った医療情報。ワクチンに関する誤解を招く発言、生命を脅かす疾患に対して適切な治療を受けることを思いとどらせる不正確な医療上の助言、公衆衛生に危険を及ぼすその他の誤情報など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報を人為的に拡散または隠蔽したり、Xのユーザー体験や、Xによるプラットフォーム操作の防止策を操作または侵害する行為に関与したりする意図で、Xのサービスを利用することを禁止（プラットフォームの操作とスパムに関するポリシー）</li> <li>●利用者を欺いたり、混乱させたりして、損害をもたらす可能性のある、合成または操作されたメディアや、文脈から切り離されたメディアを共有することを禁止（合成または操作されたメディアに関するポリシー）</li> </ul>
違反措置 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの削除</li> <li>・サービス利用停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの削除</li> <li>・チャンネルやアカウントの停止（90日間に違反警告を3回受けた場合その他悪質な場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの削除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの削除</li> <li>・「おすすめ」フィードからの除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの削除</li> <li>・ラベル付け</li> <li>・アカウントの停止</li> </ul>

# 特に災害発生時等に適用される利用規約等の例

情報伝送PF	<p style="text-align: center;"><b>Google (YouTube)</b></p> <p style="text-align: center;">「医学的に誤った情報に関するポリシー」</p>	<p style="text-align: center;"><b>Google (広告)</b></p> <p style="text-align: center;">「広告掲載のポリシー」</p>	<p style="text-align: center;"><b>Meta (広告)</b></p> <p style="text-align: center;">「災害や賛否の分かれる出来事の商業的利用」</p>	<p style="text-align: center;"><b>X</b></p> <p style="text-align: center;">「COVID-19について誤解を招く情報に関するポリシー」</p>
<p style="text-align: center;">禁止事項 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医学的に誤った情報を拡散して、深刻な危害を及ぼす可能性のあるコンテンツを禁止</li> <li>※「医学的に誤った情報」：特定の健康状態や物質に関して地域の公衆衛生機関や世界保健機関（WHO）が発信するガイダンスと矛盾する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デリケートな事象を不当に利用する、軽視する、または容認する商品やサービスの広告を禁止</li> <li>● トラフィックの増加を図る目的で、デリケートな事象に関連するキーワードを使うことを禁止</li> <li>● デリケートな事象が起きた責任は被害者自身にあると主張したり、同様の被害者非難を行ったりする広告の禁止</li> <li>※「デリケートな事象」の例：社会、文化、政治に大きく影響する事象（たとえば、非常事態、自然災害、公衆衛生上の緊急事態、テロおよびテロ関連活動、紛争、集団暴動など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Metaが特定する危機、又は物議を醸す出来事を商業目的で利用する広告の禁止</li> <li>例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害</li> <li>・医療における緊急事態</li> <li>・内乱</li> <li>・集団暴力行為 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の条件を満たすCOVID-19に関連するコンテンツを禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な言い回しを使って事実であると主張している</li> <li>・広範に入手可能な信頼できる情報源によると明らかに誤っているか、誤解を招いている</li> <li>・公共安全に影響を及ぼしたり、深刻な健康被害をもたらしたりする可能性が高い</li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;">違反措置 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの削除</li> <li>・チャンネルに対する違反警告（2回目以降の違反の場合）</li> <li>・チャンネル・アカウントの停止（90日以内に違反警告を3回受けた場合その他悪質な場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告の不承認</li> <li>・アカウント停止（事前警告後）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告の不承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示順位の低下</li> <li>・アカウントの停止（違反が繰り返された場合）</li> </ul>

## **【参考4】 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等**

---

# 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等（論点1関係）

- 情報流通については、いわゆる平時の場合と、自然災害や国際的紛争といった状況をはじめとする緊急事態、その両方がある程度区別しながら、両方を視野に入れた議論をしていくことが重要。例えば、集中的な偽情報・誤情報などの事象が生じた場合に、関係事業者に法に基づかないインフォーマルな対応のお願いをするのか、又は、法で枠組みをつくって、民主的なプロセスの中で対応の要請をしていくのか。そのどちらが望ましいのかは、国際的にも議論が分かれているが、そうした場合を含めて、多様なステークホルダーが関われる形でのレジリエンス確保の仕方というものが重要。【検討会第1回・生貝構成員】
- 緊急時の対応について、欧州のDSAは、イスラエル・ハマス紛争という国際事案で、それに関わる情報の健全性対応として、デジタルサービスコーディネーターに関する指定が急遽、来年2月の期限から4ヶ月前倒しになり、EUがMetaやTikTokに対して指示を出したというニュースもある。悩ましい話ではあるが、時にはこういう有事の対応ということで制度的にも動いて頂く必要。【検討会第1回・後藤構成員】
- リスク評価と軽減をどうすればいいのかという、なかなか包括的過ぎる、抽象的過ぎるというもあるので、欧州委員会がある種、非常に強く後押しする形で形成するコードオブコンタクトや、特にディスインフォメーションは、どちらかというときより、突然何かが起こったことが問題になったりする自然災害や武力紛争とか、そうした時には緊急で、これはかなりデジタルプラットフォーマーの裁量というのを重視した形にはなっている、緊急対応、危機対応メカニズムというのが置かれていて、こういう行動をこんな形で取ってくださいという要請を、まさに法に基づいて出すということになっている。その部分はまた別途、危機プロトコルという形で決められていたりするところ。これらがちゃんと守られているかどうかは、なかなか公開できる情報と公開できない情報もあるし、しっかり中に入ってデータを見ないと分からないということで、必ず独立した監査を徹底的に受けて、その修正要求にどう対応したかといったようなところもまさしく義務として入っている。ここの中でも、アメリカの文脈でのデータアクセス提供義務といったようなことも、外部の信頼できる研究者等に限った形で認めたりということもやっている。【検討会第4回・生貝構成員】
- 危機対応メカニズムというのがどうやって機能するかについては、すごく限られた状況というふうに限定はしているが、例えばコンテンツモデレーションのリソースはちゃんと増やしてくださいねとか、利用契約やアルゴリズム、システムを調整するようなことなんかも検討してくださいといったようなことが含まれている。【検討会第4回・生貝構成員】
- アメリカは修正1条と、それから特に巨大なプラットフォームやAIの会社さんが地元にいるということもあるので、非公式なお願いによってフェイクニュースを、いろいろと戦争のときだとか、消してもらったりすることが常態化しやすい。あるいは、することができる。しかしそれは、公法的な民主的なコントロールや透明性というのがなかなか及ばなくなってしまう。そうした時に、そのルールづくりというのは極めて様々論点あるが、非公式な要請と法に基づく要請というもののどちらが望ましいのかといったようなことは、まさに様々な観点から考えていく必要があるんだろうと思う。【検討会第4回・生貝構成員】
- 昨今の我が国の震災等の関連するディスインフォメーションの条項なんかを見ても、特に危機管理プロトコルの部分というのが、すごくやはり我が国でも参照する必要性というものがわけても高いところかなと思うところ。【WG第5回・生貝構成員】

# 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等（論点2関係）

- デジタル空間における悪意ある外部からの攻撃（偽情報・サイバー攻撃も含む）に対し安全保障も含めた対策をいかに構築できるか。【検討会第1回・江間構成員】
- 大規模災害や国家的危機等の緊急事態時におけるレジリエンスを検討しているか（特に人－技術システムの関係が複雑に関係している場合、インシデント対応と復旧に向けた論点整理ができているかどうか）。【検討会第1回・江間構成員】
- デジタル空間の拡大・深化の流れが加速し、デジタル空間と物理空間がシームレスにつながりインフラ化していくがゆえに （サイバー）攻撃に対する防御の事前評価・対策だけでなく、インシデント発生時における対応も各ステークホルダーが連携して行うこと。インフラ化しているデジタル空間は特定のステークホルダーだけでは対応できない状況になる可能性もある。【検討会第1回・江間構成員】
- 有事におけるレジリエンス確保、有事のほうか、より偽・誤情報の拡散が出てくる中で、自治体やメディアなどが特に、一定の立場を担うことはあろう。【検討会第5回・落合構成員】
- 緊急時における偽・誤情報対策の取組体制の確立が必要ということは、これは私もまさにそのとおりではないかと思っているところだが、今回の能登の地震の件を見ていると、やはり現地の情報に関しては、偽情報もちろんそうだが、非常に錯綜している感じがあり、これに対応するとなったときには、当然、自治体との連携が非常に重要になってくるのではないか。【検討会第8回／WG第2回・水谷構成員】
- これまでの災害でもそうだが、災害時の偽誤情報というのはトピックが多様であり尚且つ時系列で変化し、トピックが絶えず変化するので臨機応変な対応が重要になると考えられる。【検討会第10回／WG第4回・澁谷構成員】